

# 雪に備える

## 小型除雪機を ご利用ください

13台の手押し型小型除雪機を中山間地域の交流センター、消防署に配置し、各自治会や自主防災組織、ボランティア団体等に無償で貸し出しますのでご利用ください。

※なお、機材の燃料費、修理費、

維持管理費は市で負担しますが、設置場所からの搬出・搬入は各自でお願いします。また、軽トラックで搬送する場合は、足下駄（ブリッジ）が必要になる施設もあります。借り受けの詳細、空き状況は、直接それぞれの施設へ問い合わせください。その他、不明な点がありましたら問い合わせください。



問い合わせ先  
防災課  
Tel 23-3074

配置場所	電話番号
消防署安来本署	22-0119
消防署広瀬分署	32-2308
消防署伯太分署	37-1026
消防署比田分駐所	34-0154
布部交流センター	36-0001
東比田交流センター	34-0211
山佐交流センター	35-0129
宇波交流センター	36-0852
西谷交流センター	36-0376
奥田原交流センター	35-0047
安田交流センター	37-0835
井尻交流センター	37-0836
赤屋交流センター	38-0145

## 道路の 除雪作業

降雪時の除雪作業は、次の計画で行います。

●**実施条件** 新雪15センチ以上の積雪があること

●**作業時間帯** 5時～18時

●**除雪路線** ①主要市道やバス路線、国道・県道に通じる市道

②集落間を結ぶ市道 ③集落内市道（除雪できる幅員・回転場

がある除雪対象路線）

●**除雪作業時のお願い**

①国道・県道・市道に面する家の屋根から落下した雪や除雪

後の人家の出入り口の雪は、交通に支障のないよう各家庭で処理してください。

②道路上や待避所などに車両などを放置しないでください。やむを得ず一時的に置く場合は赤

布を縛りつけた竹を立てるなど

③民有地の樹木などが路上に倒れ、通行の支障となる恐れのあるものは、所有者が事前に処理してください。通行の支障となる場合、県・市がやむを得ず伐採することがあります。

④除雪作業で碎石などが耕地に入る場合があります。この除去補償はしません。

⑤国道・県道・市道の一部に立

てるスノーポールや木製ポールを撤去しないでください。

⑤除雪は主要幹線道路を優先します。作業の順序は状況によっ

て前後することがあります。

●**問い合わせ**

県道・国道の除雪：広瀬土木事業所 Tel 32-2031

市道の除雪：土木建設課

Tel 23-3313

